

死亡届に伴う諸手続のご案内

令和6年4月1日～

茅ヶ崎市に住民登録をしている方が亡くなられた場合、各課での手続が必要になる場合があります。
手続内容を確認のうえ、早めに手続をしてください。(全ての手続が該当するとは限りません)

場所	課名	窓口 番号	種類	チェックリスト ※該当するお手続をご確認ください。	手続内容
本庁舎1階	市民課	1 番窓口	印鑑	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証の返却 (年 月 日手続済) 市民課 戸籍住民担当	・亡くなった方が印鑑登録証(別紙①)をお持ちの場合は、返却してください。
	保険年金課	4 番窓口	保険・年金	<input type="checkbox"/> 国民健康保険証等の返却 <input type="checkbox"/> 葬祭費の支給申請 (年 月 日手続済) 保険年金課 給付担当	・亡くなった方が国民健康保険加入者の場合は、国民健康保険被保険者証(別紙②)を返却してください。 ・喪主(葬祭執行者)の方は、別途「葬祭費の支給申請について(お知らせ)」により、葬祭費の支給申請をしてください。 ・世帯主の方が亡くなったときは、別に手続が必要となる場合がありますので、お問い合わせください。
		5 番窓口		<input type="checkbox"/> 未支給年金・遺族年金の請求、死亡届等 (年 月 日手続済) 藤沢年金事務所お客様相談室 (0466-50-1151) 保険年金課 年金担当 <small>※各共済組合やご遺族のお住まいの地域を管轄する年金事務所での手続になる場合があります。</small>	・亡くなった方が年金受給者の場合、年金受給権者死亡届の提出、未支給年金や遺族年金の請求等の手続きが必要になることがあります。国民年金に加入中の方が亡くなった場合も死亡後の手続が必要になることがあります。詳しくは日本年金機構藤沢年金事務所または保険年金課年金担当にお問い合わせください。
		6 番窓口		<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証の返却 <input type="checkbox"/> 葬祭費の支給申請 (年 月 日手続済) 保険年金課 後期高齢者医療保険担当	・後期高齢者医療被保険者証(別紙③)を返却してください。 ・喪主の方は、同封の申請書により葬祭費の支給申請をしてください。 ・保険料の還付や療養費等が発生している場合がありますので、相続人の方の印鑑と通帳をお持ちください。相続人であることを証明する書類が必要な場合があります。(戸籍謄本の写し等)
	介護保険課	8 番窓口	介護	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証の返却 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証の返却 <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証の返却 (年 月 日手続済) 介護保険課 給付担当/保険料担当	・介護保険被保険者証(別紙④)、介護保険負担割合証(別紙⑤)や介護保険負担限度額認定証(別紙⑥)をお持ちの場合には返却してください。また、介護保険料の精算の手続や、高額介護サービス費の手続等が必要な場合がありますので、相続人の方の印鑑、口座番号のわかるもの(通帳等)をお持ちください。
こども政策課	10 番窓口	子育て	<input type="checkbox"/> 小児医療証の手続 <input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療証の手続 <input type="checkbox"/> 児童手当の手続、特別児童扶養手当の手続 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当の手続 (年 月 日手続済) こども政策課 手当給付担当	・亡くなった方が医療証(別紙⑦・⑧)の受給者又は保護者の場合は、手続が必要です。 ・亡くなった方が児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の受給者または対象のお子様の場合、手続が必要です。 ・お子さまを養育される方の健康保険証、通帳をお持ちください。別途追加書類を依頼する場合があります。	
本庁舎2階	市民税課	8 番窓口	住民税	<input type="checkbox"/> 相続人代表者指定届の提出 (年 月 日手続済) 市民税課 市民税担当	・亡くなった方の納税義務は相続人の方に継承されます。市民税・県民税が課税されている場合、納税通知書や還付に関する通知を送付しますので、相続人代表者が決まり次第、相続人代表者指定届を提出してください。 提出の際は、相続人代表者の方の身分証をお持ちください。 ※届出は、右のQRコードより電子申請も出来ますので御活用ください。 
	収納課	9 番窓口	軽自動車税	<input type="checkbox"/> 軽自動車税の手続 (年 月 日手続済) 収納課 総務担当	・オートバイ・軽自動車等を所有されていた場合は、名義変更または廃車手続が必要です。 ※原付(125cc以下)・小型特殊自動車・ミニカーのお手続のみ。 その他の車両は下記へお問い合わせください。
	資産税課	10 番窓口	固定資産税	<input type="checkbox"/> 固定資産税の手続 (年 月 日手続済) 資産税課 総務担当	・亡くなった方が市内に固定資産をお持ちの場合は、現所有者(相続人全員)が連帯して納税義務を負うため、「現所有者申告書」の提出が必要です(共有でお持ちの固定資産の場合は、届出が不要な場合もあります)。12月末日までに法務局で所有権移転登記が完了すると、その翌年度からは新所有者の方宛てに納税通知書をお送りします。
本庁舎3階	建築課	4 番窓口	市営住宅	<input type="checkbox"/> 茅ヶ崎市営住宅入居承継申請書 <input type="checkbox"/> 茅ヶ崎市営住宅明渡し届 <input type="checkbox"/> 茅ヶ崎市営住宅入居者異動届 (年 月 日手続済) 建築課 市営住宅担当	・亡くなった方が市営住宅にお住まいの場合は次の手続きが必要ですので、建築課へお問い合わせください。 ・同居人が名義を引き継ぐ場合は、入居承継申請手続きが必要です。なお、名義を引き継ぐには条件がありますので、建築課へお問い合わせください。 ・入居承継ができない、またはしない場合は住宅の明渡し手続きが必要です。 ・入居名義人以外が亡くなった場合は、入居者異動届の提出が必要です。
分庁舎2階	障がい福祉課	2 番窓口	障がい福祉	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳返還届 <input type="checkbox"/> 療育手帳返還届 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳返還届 <input type="checkbox"/> 重度障害者医療証変更等申請書 (年 月 日手続済) 障がい福祉課 障がい福祉推進担当 障がい者支援担当	・亡くなった方が障がい者手帳(別紙⑨・⑩・⑪)をお持ちの場合、返還手続を行ってください。(手帳は無効印を押してお返りする事も可能です。) ・亡くなった方が重度障害者医療費助成の医療証(別紙⑫)・自立支援医療受給者証(別紙⑬・⑭)・障害福祉サービス受給者証(別紙⑮)等をお持ちの場合、返還手続を行ってください。 ・亡くなった方が手当受給中の場合、ご家族の通帳をお持ちください。
法務局				<input type="checkbox"/> 相続登記の申請 (年 月 日手続済) ※市役所では手続きできません※	・亡くなった方が不動産をお持ちの場合、その不動産を管轄する法務局へ相続による所有権移転登記の申請手続を行ってください。 ・必要書類等、手続きは、横浜地方法務局湘南支局(0466-35-4620)